

障害者・ひとり親雇用奨励金のご案内

障害者やひとり親を新たに雇い入れ、6か月以上雇用する市内中小企業に奨励金を交付します。

● 交付対象者

市内で事業を営む中小企業者等で、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース助成金）の第1期支給決定を受け、かつ、市税に滞納がないもの。ただし、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）と併用で、令和3年7月1日以降に障害者トライアル雇用紹介された方を継続雇用する場合、第2期支給決定通知を受けたものとしします。

● 対象労働者

市内に住所を有し、市内事業所に勤務する「障害者（身体・知的・精神）」、「母子家庭の母等」及び「父子家庭の父」。

【助成金の支給決定の対象であること。（ただし、退職者を除きます。）】

● 交付金額

- 1 短時間労働者以外… 1人につき10万円
- 2 短時間労働者（※）… 1人につき5万円
（※）1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者



手続き方法

国の助成金支給決定後、2か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに申請してください。

【提出書類】 ☆様式は市ホームページをご確認ください。

- ① 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ② 対象労働者内訳書（様式第2号）
- ③ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース助成金）第1期支給決定通知書（トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）と併用で、令和3年7月1日以降に障害者トライアル雇用紹介された方を継続雇用する場合、第2期支給決定通知）の写し
- ④ トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給決定通知書の写し（トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）と併用の場合のみ）
- ⑤ 就業場所が確認可能な書類の写し（②及び③で確認不可能な場合に限り。）

※ 交付決定後、奨励金交付請求書（様式第4号）により請求。

☆ 詳しくは、前橋市ホームページをご覧ください。

【前橋市ホームページ】

